

業務委託契約について、次のとおり提案競技（プロポーザル方式）の参加者を募集しますので、公告します。

令和2年7月31日

第35回国民文化祭宮崎県実行委員会
第20回全国障害者芸術・文化祭実行委員会
会長 河野俊嗣

1 業務の概要

(1) 業務名

「国文祭・芸文祭みやざき2020 さきがけプログラム みやざき短歌きらり★全国高校生短歌大会オンライン交流戦事業」実施運營業務

(2) 業務の目的

「みやざき短歌きらり★事業」は、様々な切り口で短歌の楽しみ方について周知し、より多くの県民が生活の中で短歌に親しむようになることを目指す事業である。今年度は、全国の高校生が一箇所に集まることなく短歌の実力を競い合うオンラインでの交流戦を開催する。コロナ禍における新しい文化交流の方法を県民に示すと同時に、次年度の国文祭・芸文祭をPRする事業とする。

(3) 業務の内容

以下の業務を実施すること

- ① 「全国高校生短歌大会オンライン交流戦」（以下、「交流戦」とする。）の開催（運営・管理）
- ② 交流戦参加校との連絡調整、交流戦開催に伴う電話対応
- ③ 交流戦の広報・周知等
- ④ 交流戦におけるアクセシビリティの保障（経費は委託限度額に含まない）
- ⑤ 事業実施報告書の作成

(4) 委託限度額

4,700千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を限度額とする。

(5) 業務の仕様等

4の(2)により配布する「国文祭・芸文祭みやざき2020 さきがけプログラム みやざき短歌きらり★全国高校生短歌大会オンライン交流戦事業」実施運營業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(6) 委託期間

契約締結の日から令和2年12月21日（月）まで

2 提案資格等

本業務に関する企画提案協議参加者は、次に掲げる企画提案協議参加資格の要件のすべてを満たしている者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、この場合、代表者を定めた上で企画提案協議に参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とする。

- (1) 県内に主たる事業所（本社、本店）又は支社、支店を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく構成手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていない者とみなす。
- (4) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (5) 宮崎県発注の契約に係る入札参加資格停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 宮崎県競争入札参加資格者名簿に登録された営業種目が「広告・宣伝」で、種目が「広告代理」かつ「催事企画展示」の者、又はこの業務委託と同種、同規模以上の業務の実績を有する者
- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去に本業務相当以上の受託実績を有する者
- (8) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2 の提案資格等に定めた資格が備わっていないとき
- (2) 複数の提案書等を提出したとき
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (6) そのほか不正な行為があったとき

4 手続等

- (1) 事務局（書類の提出先及び問合せ先）

〒 8 8 0 - 8 5 0 1 宮崎市橘通東 2 - 1 0 - 1

第 3 5 回国民文化祭宮崎県実行委員会、第 2 0 回全国障害者芸術・文化祭実行委員会 事務局
（宮崎県総合政策部国民文化祭・障害者芸術文化祭課内）

電 話：0 9 8 5 - 2 6 - 7 4 1 3

F A X：0 9 8 5 - 2 6 - 7 4 1 4

メールアドレス：kokubunsai-geibunsai@pref.miyazaki.lg.jp

(2) 「国文祭・芸文祭みやざき 2020 さきがけプログラム みやざき短歌きらり★全国高校生短歌大会オンライン交流戦」実施運營業務委託企画提案競技（プロポーザル方式）実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配布

令和2年7月31日（金）から同年8月13日（木）17時までの間に、(1)の事務局で配布するほか、宮崎県のホームページからダウンロードするものとする。

(3) 企画提案書等の提出

(2)により配布する実施要領に示すところによる。

(4) 説明会の開催、質問の受付等

(2)により配布する実施要領に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する実施要領に示すところによる。

6 その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

以上